

## 利用調整基準表

(平成 30 年 10 月 1 日入所の利用調整から適用)

類型	保護者の状況		基準指数(就労(学)日数)			
			週 5 日 以上	週 4 日	週 3 日	
就 労 ・ 就 学	外 勤 自営(中心者) 就 学	1 日 8 時間以上の就労(就学)	90	80	70	
		1 日 7 時間以上 8 時間未満の就労(就学)	85	75	65	
		1 日 6 時間以上 7 時間未満の就労(就学)	80	70	60	
		1 日 5 時間以上 6 時間未満の就労(就学)	75	65	55	
		1 日 4 時間以上 5 時間未満の就労(就学)	70	60	50	
		1 日 3 時間以上 4 時間未満の就労(就学)	65	55	45	
	自営(協力者)	1 日 8 時間以上の就労	70	60	50	
		1 日 7 時間以上 8 時間未満の就労	65	55	45	
		1 日 6 時間以上 7 時間未満の就労	60	50	40	
		1 日 5 時間以上 6 時間未満の就労	55	45	35	
		1 日 4 時間以上 5 時間未満の就労	50	40	30	
		1 日 3 時間以上 4 時間未満の就労	45	35	—	
	上記に該当しない就労(就学)時間及び就労(就学)日数の場合			30		
内 職			30			
出 産	要安静	切迫流産等で、要安静と診断された場合	90			
	産前産後 8 週	出産予定日から起算して 8 週間(多胎の場合は 1 4 週間)前の日が属する月の初日から、出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日の属する月の末日までの期間	60			
疾 病 障 害 等	入 院	おおむね 1 ヶ月以上の入院が必要と診断された場合	105			
	居宅内 療 養	寝たきり	疾病や障害により常時ねたきりの状態にある場合	105		
		精神疾患	精神疾患により、保育に著しく支障をきたす場合	80		
		安静加療	おおむね 1 ヶ月以上の安静加療が必要と診断された場合	80		
		通院程度	おおむね 1 ヶ月以上の通院加療が必要と診断された場合	50		
	障 害	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級または療育手帳 A 所持者	105			
		身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2・3 級または療育手帳 B 所持者	80			
身体障害者手帳 4 級以下		60				
介 護	常時観察介護	入院や寝たきりの同居親族を常時介護する必要がある場合	90			
	施設への付添介護	訓練施設等に通所している児童に保護者の付添いが必要な場合	80			
	その他の介護	上記以外の介護形態の場合	50			
災害復旧		震災・風水害・火災その他の災害の復旧に常時あたっている場合	100			
そ の 他	就労内定	就労(学)先が内定している場合(各就労(学)類型の基準指数より-20)	10~70			
	求職中	就労先が決まっていない場合	10			

## 備考

- ※ 複数の事由に該当する場合は、各事由にかかる指数、就労日数及び就労時間をもとに適宜指数を調整する。
- ※ ひとり親家庭については、保護者の基準指数に 110 点を合算したものを当該世帯の基準指数とする。
- ※ 勤務時間中における休憩時間は、就労(学)時間に含めるものとする。

## 調整指数

No.	区分	事由	指数	
1	世帯の状況	ひとり親家庭で就労先が決まっていない場合	50	
2		両親の死亡、離別及び行方不明等により、父母がいない場合	50	
3		DV・児童虐待により、児童相談所等の関係機関から受入要請があった場合(運営上利用できない場合あり)	150	
4		生計中心者の失業により、その配偶者が生計維持のため、新たに就労を開始する必要があると認められる場合	生計中心者が求職中	140
5			生計中心者が病気療養中	100
6		兄弟姉妹が市内認可保育施設(※1)を既に利用しており、同施設の利用を希望する場合(兄弟姉妹が別々の施設を利用中のため、同施設への転所を希望する場合を含む)	35	
7		兄弟姉妹で同時に利用申込をしており、同じ保育施設の利用を希望する場合	10	
8		申込児童が障害児保育を必要とする場合	14	
9		生活保護世帯で、就労による自立支援につながると見込まれる場合	10	
10		父又は母が国内で単身赴任している場合(近隣(※3)の場合を除く)	9	
11		父又は母が国外へ単身赴任している場合	15	
12		64歳以下の同居の祖父母について、就労・病気等の客観書類の提出がない場合	-30	
13	就労状況	育児(産後)休業の終了にあたり職場復帰する場合(※4)	14	
14		産前産後休業又は育児休業の取得に伴い市内認可保育施設(※2)を退所した児童が、保護者の育児(産後)休業の終了にあたり再び同じ保育施設の利用を希望する場合(当該児童の兄弟姉妹についても本事由の対象とする)	28	
15		自営業者について、事業内容を証明する客観資料の提出がない場合	-20	
16	保育状況	現在児童が在籍している市内認可保育施設(※2)から卒園する場合(施設閉所時を含む)(※5)	35	
17		認可外保育施設又はベビーシッターに週3日以上児童を預けている場合(※6)	9	
18		市外認可保育施設(※2)に児童が在籍している場合(※6)	8	
19		勤務先の託児施設に週3日以上児童を預けている場合(※6)	7	
20		保育所の一時預かりに週3日以上児童を預けている場合(※6)	6	
21		地域型保育事業所に児童が在籍している場合(地域型保育事業所への転所申込の場合を除く)(※6)	5	
22	保留期間	利用保留期間が6ヶ月～11ヶ月となる場合(転所申込の場合を含む)(※7)	6	
23		利用保留期間が12ヶ月以上となる場合(転所申込の場合を含む)(※7)	12	
24	その他	正当な理由なく内定後に辞退するなど、利用調整に支障をきたす行為があった場合	-5	
25		保育料を滞納している場合	-50	
26		父又は母が、市内認可保育施設(※1)に勤務する又は勤務予定の保育士、保育教諭である場合(転所申込の場合を除く)	35	

## 備考

- ※1 認可保育施設とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業所をいう。
- ※2 認可保育施設とは、保育所、認定こども園(2、3号認定での利用のみ)、地域型保育事業所をいう。
- ※3 市が適当と認める通勤経路により、片道通勤時間が2時間以内と見込まれる場合。
- ※4 休業終了にあたり、市内保育所又は認定こども園への利用申込を行っていたが利用できなかったため、地域型保育事業所及び認可外保育施設等を利用して当該休業を取得した勤務先において既に就労を開始している場合は、市内保育所又は認定こども園への利用が内定するまで本事由の対象とする。ただし、No.16の対象者は本事由の対象外とする。
- ※5 卒園後の受入れ先となる連携施設等がある場合は本事由の対象外とする。
- ※6 市の認可保育施設の利用基準を満たさない場合、及び、求職、就労内定並びに育児休業期間中については本事由の対象外とする。
- ※7 市の認可保育施設の利用基準を満たさない場合、及び、求職、就労内定並びに育児休業期間中については本事由の対象外とする。また、No.13の対象者及びNo.16の対象者で卒園(閉所)に伴い新規利用申込を行う場合は本事由の対象外とする。なお、利用保留期間は、本事由の対象となった後の初回の利用調整において利用又は転所することとなる日を起算点とし、内定辞退後の再申込の場合は再申込についてのみ算定する。
- ※8 No.16～21のうち、該当する事由が2つ以上ある場合は、最も指数の高い項目を適用する。

### 別表第3

- 1 優先順位の判定は、保護者のそれぞれについて利用調整基準表にあてはめて得られた基準指数と該当する調整指数を合算し、指数上位の世帯を優先する。
- 2 保育の必要性を証明する書類を期限までに提出しない世帯は、利用調整の対象外とする。
- 3 基準指数と調整指数の合計が同点となる場合は、次の順に優先とする。

No.	事 由
1	ひとり親家庭（両親が不存在の世帯を含む）
2	兄弟姉妹が市内認可保育施設（※1）を既に利用している場合
3	市内認可保育施設（※1）の閉所に伴い利用申込をしている場合（転所申込の場合を含む）
4	市内認可保育施設（※1）からの卒園に伴い利用申込をしている場合（転所申込の場合を含む）
5	別表第1に定める基準指数が高い世帯
6	申込児童に兄弟姉妹がいる場合（兄弟姉妹の人数が多い方を優先）
7	利用保留期間が長い世帯（※2）
8	世帯の市民税額（所得割）が低い世帯（※3）（※4）

#### 備考

- ※1 認可保育施設とは、認可保育所、認定こども園（2、3号認定での利用のみ）、地域型保育事業所をいう。
- ※2 市の認可保育施設の利用基準を満たさない場合、及び、求職、就労内定並びに育児休業期間中については保留期間に含まない。なお、利用保留期間は、保留期間の対象となった後の初回の利用調整において利用又は転所することとなる日を起算点とし、内定辞退後の再申込の場合は再申込についてのみ算定する。また、別表第2のNo.16の対象者については、本事由による優劣判定を行わない。
- ※3 市民税の対象年度は、利用調整の対象月に係る保育料の算定基礎になる年度とする。また、市民税額(所得割)は、税額控除(調整控除を除く)適用前の金額とする。なお、市外からの転入等により、市が市民税額を確認できない者のうち、市の求めがあったにも関わらず、期日までに市民税額を確認できる書類の提出がなかった者については、No.8の事由において最も優先順位が低いものとして取り扱う。
- ※4 本事由により優劣判定を行う対象の世帯が、いずれも別表第2のNo.13に該当する世帯の場合は、育児(産後)休業を取得していない者の市民税額(所得割)により優劣を判定する。